

平成24年10月23日
国土交通省土地・建設産業局建設業課

復興JV対象工事の額及び登録数の拡大について（概要）

1. 背景

復興JV制度については、地域における雇用の確保を図りつつ、被災地において不足する技術者や技能者を広域的な観点から確保することにより、復旧・復興工事の円滑な施工を確保することを目的に、本年2月以降、各発注機関において運用が進められてきているところ。現在、対象工事については、被災三県における復旧・復興工事を対象とし、予定価格が5億円程度を上限とする工事とし、1社で登録できる復興JVは最大2までとしている。

被災地の発注機関のうち宮城県では、制度導入当初は主に5千万円未満の小規模工事が入札不調が発生していたが、本年8月には予定価格3億円以上の発注案件でも不調が発生するようになるなど、依然として入札不調が多数発生している。また、今後復旧・復興工事が本格化することから、今後も入札不調の発生が強く懸念されるところであり、円滑な施工確保のため復興JVの受注機会の拡大が求められている。

こうした状況を踏まえ、更なる入札不調対策として、復興JV制度について所要の改正を行った。

2. 概要

①対象工事の拡大

復興JVの対象工事について、上限を予定価格5億円程度からWTO対象としない額に引き上げる（特定JV対象工事を除く）。

「工事種別及び予定価格の範囲は発注者において適切に定めるが、その際、工事における安全確保が図られるよう発注者は留意するものとする。」

②登録数の拡大

一の企業が各登録機関毎に結成・登録することができる共同企業体の数は、各発注機関が特別に認める場合、最大2から3に拡大する。

3. 関係通知

「復旧・復興建設工事における共同企業体の当面の取扱いについて」（平成24年10月10日付け国土入企第19号、20号、21号、22号）を通知。

被災地域における復旧・復興のための共同企業体（復興JV）を活用するための当面の運用について

1. 活用目的

被災地において不足する技術者や技能者を広域的な観点から確保することにより、復旧・復興工事の円滑な施工を確保するため、被災地域（※1）の地元の建設企業が、被災地域外の建設企業（※2）と共同することにより、その施工力を強化するために結成される共同企業体とする。

※1 「被災地域」の範囲については、発注者の実情に応じて定める。（例：県内、県内ブロック等）

※2 復興JVは、被災地域外の建設企業と協業関係を確保することを目的とするため、被災地域外の建設企業においては被災地域内の営業所の有無を問わないものとする。

- ・ この運用方針は、復興JV制度の試行期間に係る措置とする。
- ・ 復興JV制度の試行対象エリアは、当面の間、岩手県、宮城県及び福島県とする。

2. 対象工事

被災地三県における復旧・復興工事を対象とする。
ただし、大規模な工事（※1）と技術的難度の高い工事（※2）（※1）は除く。

※1 予定価格が5億円程度を上回る工事「政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる公共工事」及び「特定JV対象工事」とし、発注者において適切に定める。

※2 発注者において適切に定める。

- ・ 工事種別及び予定価格の範囲は発注者において適切に定めるが、その際、工事における安全確保が図られるよう発注者は留意する。

3. 構成員の数

2ないし3社とする。

4. 構成員の組合せ

同程度の施工能力を有する者の組合せとし、被災地域の地元の建設企業を1社以上含むものとする。

- ・同程度の施工能力を有する者の組合せの判断基準は、被災地域の地元企業を基準として考え、例えば、経営事項審査などを用いて発注者において定める。
- ・経常JV及び地域維持型JVの構成員である一の企業が復興JVの構成員となることは可。

5. 構成員の資格

構成員は少なくとも次の三要件を満たす者とする。

- 1) 登録部門に対応する許可業種につき、営業年数が少なくとも数年あること。(※1)
- 2) 当該登録部門について元請として一定の実績を有することを原則とする。
- 3) 全ての構成員に、当該許可業種に係る監理技術者となることができる者又は当該許可業種に係る主任技術者となることができる者で国家資格を有する者が存し、工事の施工に当たっては、これらの技術者を工事現場毎に専任で配置し得ることを原則とする。ただし、共同施工を行う場合は、当該工事規模に見合った施工能力を有する構成員が当該許可業種に係る監理技術者又は主任技術者を専任で配置する場合は、他の構成員の配置する技術者は兼任で配置することを可能とする。(※2)

※1 国内建設企業にあつては、当該許可業種に係る許可の更新の有無が営業年数の判断の目安として想定される。

※2 分担施工を行う場合には、各構成員の分担工事及びその価額に応じて技術者を配置するものとする。

設計図書又は受発注者間の打合せ記録等の書面で工事を行う時期が明らかにされている場合は、監理技術者又は主任技術者の専任を求める期間は、契約工期中、実際に施工を行う時のみとする。

6. 結成方法

自主結成とする。

7. 登録

一の企業が各登録機関毎に結成・登録することができる共同企業体の数は、原則として一とし、継続的な協業関係を確保するものとする。

- ・構成員による適正な共同施工を確保するため、発注者が特別に認める場合であっても、一の企業が結成・登録できる共同企業体の数は最大2-3までとする。

- ・一の企業との同時登録は可。特定JV、経常JV及び地域維持型JVとの同時結成・登録は可とする。
- ・同一の企業が、単体、経常JV又は復興JVのいずれかの形態をもって入札に同時に参加することは認めない。

8. 出資比率制限

出資比率の最小限度基準は、技術者を適正に配置して共同施工を確保し得るよう、構成員数を勘案して発注機関において定めるものとする。(※)

※ 出資比率の最小限度基準については、下記に基づき定めるものとする。

2社の場合30パーセント以上

3社の場合20パーセント以上

9. 代表者

代表者は、構成員において決定された地元の建設企業を原則とし、その出資比率は構成員において自主的に定めるものとする。

10. 協定書

甲型共同企業体標準協定書及び乙型共同企業体標準協定書については、経常JVのものを準用することとし参考のとおりとした。

〈復旧・復興建設工事共同企業体(復興JV)制度の導入状況〉(平成24年10月19日時点)

宮城県における運用状況

- ①対象工種 土木一式、舗装工事、建築一式
- ②予定価格 3千万円以上3億円未満:東北・北海道型の復興JV(A、Sランク)が対象
3億円以上19.4億円未満:東北・北海道型の復興JV(Sランク)、全国型の復興JV(Sランク)が対象
- ③構成員数 2~3社
- ④代表者 土木一式、舗装工事、建築一式共に出資比率に関わらず県内に本社・本店を有する企業
- ⑤登録件数 **37件**・・・構成員企業(北海道7、青森1、秋田6、山形2、群馬1、埼玉1、東京11、新潟4、長野1、静岡1、京都1、大阪1、奈良1)
- ⑥工事公告 これまでに復興JV対象工事を**101件公告し、うち4件は復興JVが落札**。
※平成24年10月1日時点で195社の県外企業(単独)を承認

岩手県における運用状況

- ①対象工種 全ての工事種別(19業種:土、建、電、管、舗、鋼橋、PC、法、機、塗、グラウト、通信、浚渫、造、ボーリング、消防、標識、鋼工、防)
- ②予定価格 2千5百万円以上5億円未満
- ③構成員数 2~3社(構成員は岩手県内に本社又は本店を有していること)
- ④代表者 沿岸広域振興局又は県北広域振興局の所管区域(二戸地域振興センターの所管区域除く)に本社又は本店を有していること
- ⑤登録件数 **12件**
- ⑥工事公告 公告済み

仙台市における運用状況

- ①対象工種 土木一式、舗装工事
- ②予定価格 1千万円以上5億円未満
- ③構成員数 2~3社
- ④代表者 出資比率に関わらず市内企業(土木工事:格付け評点800点以上、舗装工事:格付け評点750点以上)
- ⑤登録件数 **4件**・・・構成員企業(秋田1、宮城2、東京1)

石巻市における運用状況

- ①対象工種 土木一式、舗装工事
- ②予定価格 3千万円以上5億円未満
- ③構成員数 2~3社
- ④代表者 出資比率に関わらず市内の最上位等級企業
- ⑤登録件数 **5件**・・・構成員企業(宮城3、群馬1、大阪1)
- ⑥工事公告 平成24年6月22日より復興JV対象工事を公告

国土交通省における運用状況

○東北地方整備局において宮城県内の一部の災害復旧工事で適用。

- ・海岸復旧工事10件、河川復旧工事2件、共同溝工事1件適用。
→海岸工事2件に復興JV(1JV)の申請あり。うち落札決定者となっていない。
- ・港湾空港関係工事については、8件に適用。
→2JVの参加資格決定済み。うち落札決定者となっていない。